

第76回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月23日 (金曜日)

午後2時 (受付開始: 午後1時)

開催場所

大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号

ホテルアウェイナ大阪「金剛(東)」(4階)

| | |
|----------|--|
| 決議 事項 | 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |
|----------|--|

インターネットまたは書面（郵送）による議決権行使期限

2023年6月22日 (木曜日) 午後5時30分まで

※詳しくは4ページをご参照ください。



本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/6231/>



当社では、ご出席の株主様に対するお土産の配布は実施しておりません。何とぞご理解くださいますようお願い申しあげます。

目次

| | |
|-----------------|----|
| 第76回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 事業報告 | 6 |
| 計算書類 | 23 |
| 監査報告 | 25 |
| 株主総会参考書類 | 29 |

株 主 各 位

大阪市中央区上本町西五丁目3番5号
木 村 工 機 株 式 会 社
代表取締役社長 木 村 恵 一

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kimukoh.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRニュース」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6231/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「木村工機」または「コード」に当社証券コード「6231」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1. 日　　時　　2023年6月23日（金曜日）午後2時

2. 場　　所　　大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号

ホテルアヴィーナ大阪 「金剛（東）」（4階）

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

3. 目的事項
報告事項　　第76期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案　　剰余金処分の件

第2号議案　　定款一部変更の件

第3号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第4号議案　　監査等委員である取締役4名選任の件

第5号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第6号議案　　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第7号議案　　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後におこなわれた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(2)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)議決権の不統一行使をされる場合は、会社法第313条第2項の規定に基づき、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使をおこなう旨およびその理由を、書面により当社へご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当社では、ご出席の株主様に対するお土産の配布は実施しておりません。何とぞご理解くださいますようお願い申しあげます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を併せてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第16条の規定に基づき、計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表を除いております。
- したがいまして、当該書面に記載している計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

開催日時

2023年6月23日(金曜日)
午後2時(受付開始:午後1時)



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

※議決権行使書用紙はイメージです。

—こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1号、第2号、第5号～第7号議案

- 賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印

第3号、第4号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に〇印
 - 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に〇印
 - 一部の候補者を
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に〇印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

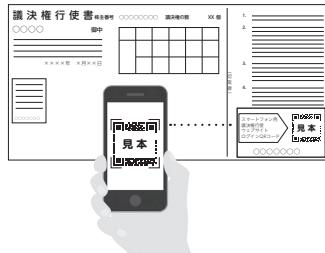
インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

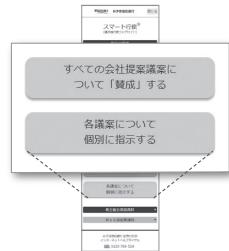
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法等が
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



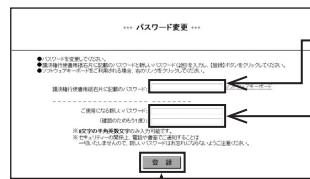
「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 平日 9:00~21:00)

事業報告

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が社会経済全般に影響をもたらしましたが、行動制限の緩和等により、徐々に正常化に向かう動きが見られました。一方、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、原材料や資源価格の高騰や半導体をはじめとする電子部品等の供給制約、急激な為替変動と世界金利の急上昇等、企業の経営環境は依然として不透明な状況が続いております。

このような中、当社は、斜平形槽円管熱交換器やそれを活用した新製品の開発を進めるとともに、生産力増強のため、高井田工場の稼働開始、八尾製作所の建替えを進めてまいりました。また、基幹システムの再構築により業務の効率化を図ってまいりました。

売上高については、徐々に国内設備投資が活性化してきたことで産業分野を中心に伸長しました。

特に、製造現場の職場環境改善を目的とした工場用ゾーン空調機が好調でした。

また、商業分野では、換気ニーズの高まり等により大型ショッピングモールへの外調機導入が伸長しました。

利益面では、生産工程の見直しや部品調達の多様化、原材料価格高騰に対応した価格の改定等に取り組み、営業利益率が徐々に改善してまいりました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高11,703百万円（前年同期比14.7%増）、営業利益1,572百万円（同44.5%増）、経常利益1,567百万円（同17.8%増）、当期純利益1,037百万円（同18.2%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は、2,019百万円で、主なものとして八尾製作所の一部建替えの投資額1,041百万円、高井田工場倉庫棟の投資額455百万円、河芸製作所における生産性向上のための機械装置等が280百万円、八尾製作所における生産性向上のための機械装置等が98百万円、基幹システム再構築の投資額74百万円、その他69百万円となります。

なお、当社ではさらに八尾製作所の工場全面の建替えと高井田新工場倉庫棟建設のため、2024年3月期までに累計2,500百万円の設備投資を計画しております。今後も、景気の動向等を踏まえつつ中長期的な企業価値の向上を実現するため、設備投資を継続し、更なる需要拡大に対応してまいります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に、八尾製作所の一部建物の建替え資金として、金融機関より長期借入金550百万円の調達をおこないました。

(4) 対処すべき課題

社会全体では、気候変動や人的資本の強化・ダイバーシティ等サステナビリティに対する意識が高まり、これらが重要課題としてとらえられています。空調業界においては省エネや温室効果ガスの削減等の取組みが求められています。

このような中、当社は以下の重点課題に取り組んでまいります。

① 事業活動を通した持続可能な社会への貢献

地球環境や社会へ配慮した企業経営がますます重要となる中で、当社は、サステナビリティの視点を経営の中核に位置づけ、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、企業価値の最大化を目指します。

特に、地球温暖化対策は地球規模で取り組むべき課題であり、空調業界においても、省エネや温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。

当社においても熱回収技術、熱源一体型製品等、環境配慮型製品を拡大し、持続可能な社会の実現に貢献します。また、2050年CO₂排出量実質ゼロ（スコープ1・スコープ2）達成のため、部門ごとに目標を定め、全社挙げてこれに取り組みます。

② 従来型快適空調に健康・衛生志向を加えた空調システムへ

新型コロナウイルスの影響により、従来の快適性に加え、健康で衛生的な空間の実現が今まで以上に求められております。

当社では、すでに換気を主な目的とした空冷HP式による熱回収外調機やルーフトップ外調機を供給しております。それに加え、エコ＆ウェルネスを目指した新たな空調を開発してまいります。

③ 部品力の強化と空調のシステム化の推進

最適部品は空調のシステム化に必要であり、他社との連携や自社独自部品の開発を積極的におこない、今後も部品力の強化に努めます。

中でも新たに開発した「斜平形橋円管熱交換器」の生産体制を構築したことで、これを中核とした自然の力を活用した製品の開発を一層進めることができとなりました。

更なる省エネ、省資源、省コスト、省スペース等を実現し、脱炭素社会の実現に向けて貢献してまいります。

④ 生産力の増強と生産効率・省エネの推進

今後の当社の成長のためには、生産力増強が重要な課題であり、高井田新工場の稼働に加えて、八尾製作所の建替え等を進めています。

これら工場では、新基幹システムの導入等の各種DXの推進による効率の改善および再生可能エネルギー導入等による省エネの推進に取り組んでまいります。

⑤ 人財育成を通した企業体质の強化

全社員にサステナビリティの視点の浸透を図るとともに、「社是」「企業倫理規範」および「社員行動規範」の実践を通じて次の時代を生き抜く人財を育て、経営基盤を強化します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区分 | 第73期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで | 第74期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで | 第75期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで | 第76期 (当期) 2022年4月1日から 2023年3月31日まで |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---|
| 売上高(百万円) | 12,121 | 10,525 | 10,200 | 11,703 |
| 経常利益(百万円) | 1,865 | 1,410 | 1,331 | 1,567 |
| 当期純利益(百万円) | 1,286 | 960 | 877 | 1,037 |
| 1株当たる純利益(円) | 359.36 | 251.17 | 234.02 | 285.64 |
| 総資産(百万円) | 11,888 | 12,925 | 15,157 | 17,670 |
| 純資産(百万円) | 5,604 | 6,385 | 6,973 | 7,754 |
| 1株当たり純資産額(円) | 1,465.02 | 1,684.51 | 1,882.48 | 2,161.63 |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。

なお、期中平均および期末の発行済株式総数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。

(6) **主要な事業内容** (2023年3月31日現在)

各種空調システム機器の開発、製造、販売ならびに保守管理をおこなっております。

(7) **主要な営業所及び工場** (2023年3月31日現在)

| | |
|-------------|-------------------------------------|
| 本 社 | 大阪市中央区上本町西五丁目3番5号 |
| 営 業 本 部 | 東京（東京都千代田区）、大阪（大阪市中央区）、名古屋（名古屋市中村区） |
| 支 店 | 仙台（仙台市青葉区）、福岡（福岡市博多区）、広島（広島市南区） |
| 営 業 所 | 札幌（札幌市東区）、金沢（石川県金沢市） |
| 製 作 所 | 八尾（大阪府八尾市）、河芸（三重県津市） |
| 工 場 | 高井田（大阪府東大阪市） |
| シ ョ ー ル ー ム | 東京（東京都千代田区）、大阪（大阪市中央区）、名古屋（名古屋市中村区） |

(注) 札幌営業所は、2022年10月31日をもって札幌市中央区から同市東区に移転しております。

(8) **従業員の状況** (2023年3月31日現在)

| 従 業 員 数 | 対前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---------|---------|-------|--------|
| 416名 | 15名増 | 41.5歳 | 12.5年 |

(注) 従業員数には、契約社員（パートタイマー等）52名が含まれております。

(9) **主要な借入先の状況** (2023年3月31日現在)

| 借 入 先 | 借 入 額 (百万円) |
|-------------------------|-------------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 2,231 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 1,062 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 840 |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行 | 48 |
| 株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行 | 43 |

2. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 14,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,849,000株 (自己株式261,625株を含む)
- (3) 株主数 1,272名
- (4) 大株主 (上位12名)

| 株 主 名 | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|--|----------|----------|
| 株式会社 KIMURA | 420 | 11.71 |
| 大阪中小企業投資育成株式会社 | 200 | 5.58 |
| 木村 恵一 | 189 | 5.27 |
| 大河内 英枝 | 168 | 4.68 |
| 株式会社みずほ銀行 | 165 | 4.60 |
| 日本生命保険相互会社 | 160 | 4.46 |
| 株式会社三井住友銀行 | 140 | 3.90 |
| 第一生命保険株式会社 | 120 | 3.35 |
| 木村 晃 | 114 | 3.18 |
| NOMURA P B NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MAR GIN (CASH P B) | 104 | 2.92 |
| 三菱電機株式会社 | 100 | 2.79 |
| 神鋼商事株式会社 | 100 | 2.79 |

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

| | |
|--------------|--------------------------|
| ① 取締役会で決議した日 | 2022年6月24日 |
| 取得した株式の種類及び数 | 普通株式 37,000株 |
| 取得価額の総額 | 54,020千円 |
| 取得した日 | 2022年6月27日 |
| ② 取締役会で決議した日 | 2022年8月10日 |
| 取得した株式の種類及び数 | 普通株式 80,000株 |
| 取得価額の総額 | 112,051千円 |
| 取得した期間 | 2022年8月12日から2022年12月8日まで |

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|----------|--------|---|
| 代表取締役 | 木村 恵一 | 執行役員 社長 株式会社KIMURA 代表取締役 |
| 専務取締役 | 木村 晃 | 執行役員 管理本部長 |
| 常務取締役 | 清水 直文 | 執行役員 東京営業本部長 |
| 常務取締役 | 大村 英人 | 執行役員 事業推進本部長 |
| 取締役 | 登尾 公彦 | 執行役員 大阪営業本部長 |
| 取締役 | 梶田 正和 | 執行役員 八尾製作所長 |
| 取締役 | 西家 伸郎 | 第一生命保険株式会社 大阪法人営業部部長 |
| 取締役 | 佐藤 信孝 | MOE佐藤事務所 所長 |
| 常勤監査役 | 境 達也 | |
| 監査役 | 鶴谷 研一 | |
| 監査役 | 加納 淳子 | 弁護士法人第一法律事務所 パートナー弁護士 |
| 監査役 | 佐々木 健次 | 佐々木健次公認会計士事務所 所長 d e p. F A S 合同会社 代表社員 ニチハ株式会社 監査役（社外） 株式会社オービーシステム 監査役（社外） |

- (注) 1. 取締役西家伸郎氏および取締役佐藤信孝氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役加納淳子氏および監査役佐々木健次氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役佐々木健次氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、社外取締役西家伸郎氏および佐藤信孝氏ならびに社外監査役加納淳子氏および佐々木健次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当社は、執行役員制度を導入しております。

執行役員は取締役6名のほか、以下の7名で構成されております。

| 氏 名 | 担 当 |
|---------|------------|
| 笠 原 和 行 | 技術本部長 |
| 大 野 直 輝 | 名古屋営業本部長 |
| 浦 野 勝 博 | 河芸製作所長 |
| 綿 引 康 明 | 東京営業本部副本部長 |
| 江 原 拓 志 | 八尾製作所副所長 |
| 西 島 務 | 経営企画室長 |
| 佐 藤 栄 一 | 財務管理部長 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役および各監査役との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および監査役とともに会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役、監査役、執行役員および管理監督の立場にある従業員の全てであり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による故意の行為等による場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等については2021年2月12日開催の取締役会にて決議しております。

a 基本方針

当社の役員報酬等に関する基本方針は、次のとおりとする。

1. 中長期的かつ持続的な企業価値および株主共同利益の向上を実現させることの対価として相応しい報酬体系とする。

□. 個々の役員報酬等は、各職責を踏まえた適正な水準で決定する。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬および業績運動報酬により構成し、社外取締役については独立性の確保および監督機能を担うため、固定報酬のみを支給するものとする。監査役の報酬は、月額固定報酬のみとし、報酬水準については監査役会にて決定する。なお、役員報酬等は、金銭報酬のみとする。

b 固定報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

1. 月次報酬

業務執行取締役の固定報酬は、役位、職責、在任年数とともに、他社水準、当社業績、従業員給与水準を考慮のうえ、総合的に勘案して決定し、毎月支給する。社外取締役の固定報酬は、経験・知識・専門性を総合的に勘案して決定し、毎月支給する。

□. 退職慰労金

退職慰労金は、ただちに業績に反映されない長期的施策の実行を動機づけるための長期インセンティブとして位置づける。また、株主総会における退職慰労金贈呈議案の可決を条件とし、役位、職責、在任年数に応じ、当社業績、他社水準をも考慮しながら、具体的金額、贈呈時期および方法等を総合的に勘案して決定する。なお、本位置づけを踏まえ、社外取締役には退職慰労金を贈呈しない。

c 業績運動報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績運動報酬は、業績指標（売上高および当期利益）の達成度合いおよび社員賞与支給月数を総合考慮のうえ、賞与として毎年一定時期に支給する。

- d 固定報酬または業績連動報酬の額の取締役個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、次のとおりとする。

1. 当社と同程度の事業規模や同業他社を参考に諮問委員会で検討し、当該答申で示された固定報酬と業績連動報酬の比率の範囲内で決定する。
- . 固定報酬と業績連動報酬の比率は、100:0～60:40を目安範囲とする。なお、退職慰労金の報酬に占める割合は、その性質から定めないものとする。

- e 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

1. 月次報酬および業績連動報酬

個人別報酬額の具体的な内容の決定は、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長が、次の権限を行使しておこなう。

(i)各取締役の固定報酬額

(ii)各取締役の担当業務の業績を踏まえた賞与の評価配分

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重し、決定するものとする。

- . 退職慰労金

退職慰労金の個人別金額は本方針に基づき、株主総会による退職慰労金贈呈議案の可決を条件とし、取締役会で定める役員退職慰労金規程に沿って、諮問委員会の審議を経て取締役会で決定するものとする。

- ② 業績連動報酬等における業績指標の選定理由および業績指標に関する実績

業績指標として売上高および当期利益を選定している理由は、本業の収益性を示す指標として最も適しているためであります。

また、当該指標の実績については、「計算書類 損益計算書」のとおりであります。

- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

- a 委任を受けた者の氏名・地位および担当

代表取締役社長 木村恵一

- b 委任された権限の内容

各取締役の具体的な報酬等の額の決定

- c 権限を委任した理由

代表取締役社長は、当社を取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

- d 権限が適切に行使されるようにするために講じた措置の内容

取締役会は、諮問委員会に報酬額の原案を諮問し答申を得ており、代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して報酬等を決定しました。

⑤ 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|------------------|-----------------|------------------|-----------|----------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬 | 退職慰労金 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 127 (12) | 95 (12) | 23 (-) | 9 (-) | 8 (2) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 26 (9) | 26 (9) | — (-) | — (-) | 4 (2) |
| 合計 (うち社外役員) | 154 (21) | 121 (21) | 23 (-) | 9 (-) | 12 (4) |

(注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役（2名）の使用人分給与を12百万円支払っております。

- 取締役の報酬限度額は、1986年11月20日開催の臨時株主総会において、年額250百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。
- 監査役の報酬限度額は、1996年6月28日開催の第49回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。
- 業績連動報酬は、当事業年度に計上した役員賞与引当金の繰入額であります。
- 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金の繰入額であります。

⑤ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- 取締役西家伸郎氏は、第一生命保険株式会社大阪法人営業部部長であります。同社は、発行済株式の総数（自己株式を除く。）の3.35%を保有する株主であります。また、同社と当社

の間に生命保険契約の取引関係があります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

- ・取締役佐藤信孝氏は、M O E 佐藤事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役加納淳子氏は、弁護士法人第一法律事務所パートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役佐々木健次氏は、佐々木健次公認会計士事務所所長、d e p. F A S 合同会社代表社員、ニチハ株式会社社外監査役、株式会社オービーシステム社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関するおこなった職務の概要 | |
|---|---|
| 取締役 西 家 伸 郎 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。金融市場における幅広い見識から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に当社の企業価値向上について専門的な立場から監督、助言をおこなうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、諮問委員会の委員長として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言しております。 |
| 取締役 佐 藤 信 孝 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。設備設計における幅広い見識と大手建築設計事務所の経営に関与した見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に当社の企業価値向上について専門的な立場から監督、助言をおこなうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、諮問委員会の委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言しております。 |
| 監査役 加 納 淳 子 | 当事業年度に開催された取締役会13回および監査役会14回の全てに出席いたしました。取締役会および監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言をおこなっております。 |
| 監査役 佐 々 木 健 次 | 当事業年度に開催された取締役会13回および監査役会14回の全てに出席いたしました。取締役会および監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言をおこなっております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 31百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 31 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社とEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a 法令遵守と企業倫理遂行の立場を明確にするため、「社是」「社訓」「企業倫理規範」「社員行動規範」および「コンプライアンス規程」を定め社内に周知する。
- b 各部門のコンプライアンスを統括する組織として、管理担当役員の下に「コンプライアンス部会」を設置し、行動規範および行動基準の管理をおこなう。
- c 企業統治機能の強化を図るための組織として、内部監査部門を設置し、内部統制システムのより一層の強化を図る。
- d 内部通報制度を設け、違法行為が発生し、又は発生するおそれがあると判断した場合に内部通報窓口にただちに通報するものとして社内規程を定める。
- e 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a 法令および社内規程に定める文書保存期間に従い、適切に文書等の保存および管理をおこなう。
- b 情報の管理については、情報セキュリティに関する社内規程や運用指針、個人情報の保護に関する社内規程等により基本的事項を定め、業務の適正円滑な遂行を図る。
- c 情報の適切な管理をおこなうため、法令および社内規程に定める開示ルールに従い、情報の適時開示に努める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 「リスク管理規程」を定め、管理担当役員の下に設置する「リスク部会」においてリスクの洗い出し・評価の報告および対応方針の決定をおこなう。
- b 管理部門各セクションによる日常的なリスク管理に対するサポートをおこない、企業価値を損なうリスクの発生を未然に防止するために必要な措置またはリスクを最小化するために必要な措置を講じる。
- c 万一事故やトラブル等の緊急事態が発生した場合、代表取締役社長もしくは代表取締役社長から指名された者を本部長とする対策本部を設置し、情報収集と指揮命令系統の一元化を図り、危機管理に当たることとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- a 毎月1回定例の取締役会を開催し、経営の最高方針および経営に関する重要な事項を決定し、取締役の職務遂行を監督する。

- b 経営管理上の重要事項の指定、意思決定プロセス、周知徹底および記録保存等の取扱いについては社内規程を定める。さらに、取締役会で決議すべき事項およびその他の重要事項は、取締役会規則その他重要事項に関する規程に定め、法令および定款の定めに則った適法かつ円滑な運営を図る。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項、および当該従業員の他の取締役からの独立性の確保に関する体制
 - a 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会で協議のうえ、その職務に相応しい従業員をすみやかに任命することとする。
 - b 監査役を補助すべき従業員は、監査役より指示された業務の実施に関して、取締役からの独立性を確保されるとともに、当該従業員の人事異動については事前に監査役と協議のうえ、おこなうものとする。
- ⑥ 取締役および従業員が監査役会に報告するための体制
 - a 取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合および違法行為等が発生もしくは発生するおそれがあると判断した場合、ただちに監査役会に報告することとする。
 - b 監査役は代表取締役と定期的に会合をもつほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて重要な書類を閲覧し、説明を求めることができるものとする。
 - c 監査役会は、取締役および従業員から報告を受けるほか、会計監査人および内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努めるものとする。
 - d 監査役へ報告をおこなった者および内部通報窓口へ通報をおこなった者に対し、当該報告・通報をしたことを理由として不利な取扱いをおこなうことを禁止する。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
 - a 監査役がその職務の遂行について生ずる費用を、当社に対し請求したときは、すみやかに処理することとする。
 - b 監査役がその職務を遂行するに当たり必要と認めた場合は、弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携することを認める。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制
 - a 反社会的勢力に対して断固たる行動で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針として周知徹底する。
 - b 反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合、弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① リスクおよびコンプライアンス管理体制について

リスク管理については、月次で開催される「リスク・コンプライアンス委員会」において、リスクの洗い出し・評価・一次的対応の報告がおこなわれ、重要な事項については対応方針の決定がなされています。

コンプライアンスについては、上記同様に報告および対応方針の決定がおこなわれるとともに、業務と関連が強い法令については月次でモニタリングがおこなわれており、その結果は「法令・安全衛生委員会」で報告されています。

なお、当事業年度中にリスクおよびコンプライアンス管理体制の見直しをおこない、「リスク・コンプライアンス委員会」からSDGs推進委員会の下部組織である「リスク部会」および「コンプライアンス部会」に移行することを決定いたしました。翌事業年度からの新体制による運用に向けて、方針策定等を実施いたしました。

② 取締役の職務執行について

当事業年度は、定例取締役会および臨時取締役会を13回開催いたしました。経営上の重要な事項を決定するとともに、各部門からの重要事項の報告を受けております。また、監督機能を強化するため、高い見識を有する社外取締役2名を選任しており、経営上の重要な事項の審議および重要な報告に対して意見・助言等が適宜なされております。

③ 監査役監査の職務執行について

定時監査役会が毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、当事業年度は合わせて14回開催いたしました。

監査役は取締役会に出席し必要に応じて意見を述べるほか、業務執行取締役とは執行状況の聴取および重要な決裁文書の閲覧を通して、また社外取締役とは定期的な会合での意見交換を通して、取締役の職務執行の適正性および適法性を監査しております。

さらに、監査役は内部監査部門から監査結果の報告を受け、会計監査人および内部監査部門と定期的にミーティングを設けるなどにより緊密な相互連携をとることで、監査役監査の実効性を図っております。

④ 内部監査について

通常の業務執行部門とは独立した内部監査部門が、各部門の往査等を通じ、業務活動の適正性や合理性および内部統制システムの適合性等を監査し、経営者への報告ならびに改善提言をおこなっております。

貸借対照表
(2023年3月31日現在)

(単位:千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 8,731,468 | 流動負債 | 4,834,875 |
| 現金及び預金 | 1,338,085 | 電子記録債務 | 1,404,242 |
| 受取手形 | 435,453 | 買掛金 | 584,404 |
| 電子記録債券 | 2,241,875 | 短期借入金 | 1,805,000 |
| 売掛金 | 2,605,611 | 一年内返済予定の長期借入金 | 148,066 |
| 製品 | 607,489 | リース債務 | 480 |
| 仕掛品 | 670,776 | 未払費用 | 246,594 |
| 原材料及び貯蔵品 | 764,510 | 未払法人税等 | 50,867 |
| 前渡 | 7,876 | 未払消費税等 | 259,234 |
| 前払費用 | 78,701 | 未払消費税等 | 20,452 |
| その他の | 1,202 | 未契約負担 | 15,806 |
| 貸倒引当金 | △20,114 | 預賞金 | 39,452 |
| 固定資産 | 8,938,564 | 役員賞与引当金 | 228,773 |
| 有形固定資産 | 7,671,575 | 製品保証引当金 | 23,309 |
| 建物 | 2,132,290 | 定期負債 | 8,192 |
| 構築物 | 100,656 | 長期借入金 | 5,080,568 |
| 機械及び装置 | 759,306 | 資産除去債務 | 2,448,350 |
| 車両運搬具 | 6,052 | 退職給付引当金 | 103,161 |
| 工具、器具及び備品 | 215,999 | 役員退職慰労引当金 | 2,223,945 |
| 土地 | 3,168,801 | | 305,112 |
| リース資産 | 153 | 負債合計 | 9,915,444 |
| 建設仮勘定 | 1,288,315 | 純資産の部 | |
| 無形固定資産 | 136,161 | 株主資本 | 7,743,078 |
| ソフトウエア | 109,366 | 資本準備金 | 744,896 |
| リース資産 | 282 | 資本剰余金 | 697,650 |
| ソフトウエア仮勘定 | 25,665 | 資本準備金 | 637,896 |
| その他の | 848 | その他資本剰余金 | 59,754 |
| 投資その他の資産 | 1,130,827 | 利益剰余金 | 6,758,828 |
| 投資有価証券 | 38,306 | 利益準備金 | 117,500 |
| 長期前払費用 | 10,356 | その他利益剰余金 | 6,641,328 |
| 繰延税金資産 | 825,868 | 別途積立金 | 2,650,000 |
| その他の | 282,835 | 繰越利益剰余金 | 3,991,328 |
| 貸倒引当金 | △26,539 | 自己株式 | △458,297 |
| 資産合計 | 17,670,032 | 評価・換算差額等 | 11,510 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 11,510 |
| | | 純資産合計 | 7,754,588 |
| | | 負債純資産合計 | 17,670,032 |

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位:千円)

| 科 | 目 | 金 | 額 |
|--------------|------|---------|------------|
| 売 | 上高 | | 11,703,242 |
| 売 | 上原価 | | 7,010,466 |
| 売 | 上総利益 | | 4,692,776 |
| 販売費及び一般管理費 | | | 3,119,977 |
| 営業利益 | | | 1,572,798 |
| 営業外収益 | | | |
| 作業くず売却益 | | 29,737 | |
| その他 | | 5,031 | 34,768 |
| 営業外費用 | | | |
| 支払利息 | | 31,186 | |
| 債権売却損 | | 8,052 | |
| その他 | | 500 | 39,739 |
| 経常利益 | | | 1,567,826 |
| 特別損失 | | | |
| 固定資産除却損 | | 141,289 | 141,289 |
| 税引前当期純利益 | | | 1,426,537 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 463,340 | |
| 法人税等調整額 | | △73,943 | 389,396 |
| 当期純利益 | | | 1,037,141 |

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

木村工機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田林一毅
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 三戸康嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、木村工機株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関する、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議をおこなうとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

木村工機株式会社 監査役会

常勤監査役
監査役
社外監査役
社外監査役

境 鶴 加 佐々木
達 谷 納 健
也 一 子 次

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、市場ニーズに応える技術開発、製造体制強化等、将来の事業展開に活用してまいります。

この方針に基づき、第76期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額 143,495,000円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等をおこない、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。

また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設をおこないます。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| 第1章 総 則 【機 関】 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4)会計監査人 第4章 取締役及び取締役会 【員 数】 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。 (新 設) | 第1章 総 則 【機 関】 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3)会計監査人 第4章 取締役及び取締役会 【員 数】 第19条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。 |
| | |
| | |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>【選任方法】 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略) (新 設)</p> | <p>【選任方法】 第20条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |
| <p>【任 期】 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> | <p>【任 期】 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> |
| <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>【代表取締役及び役付取締役】</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> | <p>【代表取締役及び役付取締役】</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> |
| <p>【取締役会の招集通知】</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>（新設）</p> | <p>【取締役会の招集通知】</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |
| <p>【取締役会規程】</p> <p>第26条 （条文省略）</p> | <p>【重要な業務執行の決定の委任】</p> <p>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>【取締役会規程】</p> <p>第27条 （現行どおり）</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>【報酬等】</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>【報酬等】</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> |
| <p>【取締役の責任免除】</p> <p>第28条 （条文省略）</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>（新設）</p> | <p>【取締役の責任免除】</p> <p>第29条 （現行どおり）</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> |
| <p>（新設）</p> | <p>【常勤の監査等委員】</p> <p>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> |
| <p>（新設）</p> | <p>【監査等委員会の招集通知】</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |
| <p>（新設）</p> <p>【員 数】</p> <p>第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> | <p>【監査等委員会規程】</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>（削除）</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|------|
| <p><u>【選任方法】</u></p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | (削除) |
| <p><u>【任期】</u></p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | (削除) |
| <p><u>【常勤の監査役】</u></p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> | (削除) |
| <p><u>【監査役会の招集通知】</u></p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> | (削除) |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p><u>【監査役会規程】</u> <u>第34条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> | (削除) |
| <p><u>【報酬等】</u> <u>第35条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> | (削除) |
| <p><u>【監査役の責任免除】</u> <u>第36条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | (削除) |
| <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>【会計監査人の責任免除】</u> <u>第37条</u> (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第38条 ～ (条文省略)</p> <p>第41条</p> | <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>【会計監査人の責任免除】</u> <u>第33条</u> (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第34条 ～ (現行どおり)</p> <p>第37条</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|---|
| (新設) | <p>第8章 附 則</p> <p><u>【附 則】</u></p> <p><u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第76回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、1名を監査等委員である取締役に選任するため減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の当社における地位および担当 | 属性 |
|-------|-------|-----------------------|--|
| 1 | 木村 恵一 | 代表取締役 執行役員 社長 | 再任 |
| 2 | 木村 晃 | 専務取締役 執行役員 管理本部長 | 再任 |
| 3 | 大村 英人 | 常務取締役 執行役員 事業推進本部長 | 再任 |
| 4 | 梶田 正和 | 取締役 執行役員 八尾製作所長 | 再任 |
| 5 | 登尾 公彦 | 取締役 執行役員 大阪営業本部長 | 再任 |
| 6 | 浦野 勝博 | 執行役員 河芸製作所長 | 新任 |
| 7 | 佐藤 信孝 | 社外取締役 | 再任 社外 独立 |

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|---|----------------------------------|---|-------------|
| 1 | きむらけいいち 木村恵一 (1933年12月3日生) | <p>1952年4月 当社入社 1955年9月 取締役 1975年9月 代表取締役専務 1976年10月 代表取締役社長 2018年6月 代表取締役執行役員社長（現任） (重要な兼職の状況) 株KIMURA 代表取締役</p> | 189,000株 |
| 【取締役候補者とした理由】 | | | |
| 木村恵一氏は、当社の社長として長年にわたり経営を担い、豊富な経験と実績を有しております。経験に裏付けられた的確な視点から重要事項を決定するなど様々な経営課題に対して着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップを期待できることから、取締役候補者といたしました。 | | | |
| 2 | さむらあきら 木村 晃 (1961年6月24日生) | <p>1987年9月 監査法人三田会計社（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 1990年1月 公認会計士林弘事務所入所 1993年3月 公認会計士登録 1996年1月 公認会計士木村晃事務所長 1996年6月 当社非常勤監査役 1999年1月 当社入社 1999年6月 取締役本社営業部長 2003年11月 取締役東京営業本部長 2008年4月 取締役管理本部長 2012年6月 常務取締役管理本部長兼河芸製作所長 2017年7月 専務取締役管理本部長 2018年6月 専務取締役執行役員管理本部長（現任）</p> | 114,000株 |
| 【取締役候補者とした理由】 | | | |
| 木村晃氏は、入社以来、営業・製造・管理各部門に携わり、幅広く当社主要業務を経験しております。また、現在では前職で培った知見を活かし、リスク管理体制やガバナンス強化等、様々な経営課題に取り組んでおり、これらの経験および実績を当社経営に活かして企業価値向上に貢献できると判断し、取締役候補者といたしました。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|--|----------------------------------|--|-------------|
| 3 | おおむらひでと 大村英人 (1964年3月25日生) | <p>1987年4月 株第一勧業銀行（現 株）みずほ銀行 入行</p> <p>2008年1月 株）みずほ銀行小岩支店長</p> <p>2010年4月 同行事務サービス部次長</p> <p>2014年4月 株）みずほフィナンシャルグループ グループ人事部付参事役</p> <p>2014年6月 当社に出向、経営企画室長</p> <p>2014年9月 執行役員管理本部副本部長兼経営企画室長</p> <p>2015年6月 当社に転籍、取締役管理本部副本部長兼経営企画部長</p> <p>2017年7月 常務取締役事業管理本部長</p> <p>2017年10月 常務取締役営業推進本部長</p> <p>2018年6月 常務取締役執行役員営業推進本部長</p> <p>2018年10月 常務取締役執行役員営業推進本部長兼技術開発本部長</p> <p>2019年4月 常務取締役執行役員営業推進本部長</p> <p>2020年3月 常務取締役執行役員事業推進本部長 (現任)</p> | 5,000株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>大村英人氏は、入社以来主に管理部門・事業推進部門で当社の発展に貢献してきました。前職で培った金融、経済全般にわたる高い見識を活かし、営業・技術・製造部門で偏った判断をせず俯瞰する能力に長けております。今後も当社の企業価値を持続的に向上させるために必要な人材と判断し、取締役候補者といたしました。</p> | | | |

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|---------------|-----------------------------------|--|-------------|
| 4 | かじたまさかず 梶田正和 (1963年1月12日生) | <p>1986年4月 森下製薬(株)（現 エイワイファーマ(株)）入社</p> <p>1991年2月 当社入社</p> <p>2004年4月 八尾製作所製造部長</p> <p>2006年8月 河芸製作所副所長</p> <p>2006年9月 執行役員河芸製作所副所長</p> <p>2007年4月 執行役員河芸製作所長</p> <p>2012年4月 執行役員空調特機部長</p> <p>2017年7月 執行役員空調設備事業部長</p> <p>2020年3月 執行役員八尾製作所所長代理</p> <p>2020年9月 執行役員八尾製作所長</p> <p>2021年6月 取締役執行役員八尾製作所長（現任）</p> | 12,000株 |
| 【取締役候補者とした理由】 | | | |
| | | 梶田正和氏は、入社以来主に製造部門に携わるとともに、工場空調およびメンテナンス営業の経験を通して当社の発展に貢献してきました。今後は、中長期の経営展望においても経営理念を踏まえた的確な理解と判断が期待され、当社の企業価値を持続的に向上させるために必要な人材と判断し、取締役候補者といたしました。 | |
| 5 | のぼりおさみひこ 登尾公彦 (1957年6月20日生) | <p>1982年4月 ヤマハ発動機(株)入社</p> <p>1983年11月 (株)デリス入社</p> <p>1986年7月 当社入社</p> <p>2003年5月 本社営業部長</p> <p>2006年9月 執行役員本社営業部長</p> <p>2013年4月 執行役員大阪営業本部長</p> <p>2018年6月 取締役執行役員大阪営業本部長（現任）</p> | 10,000株 |
| 【取締役候補者とした理由】 | | | |
| | | 登尾公彦氏は、入社以来一貫して営業部門に携わり、当社の発展に貢献してきました。空調業界に関する幅広い見識を有しており、新製品の拡販を中心に西日本エリアの売上拡大を精力的に進めております。今後も当社の企業価値を持続的に向上させるために必要な人材と判断し、取締役候補者といたしました。 | |

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|--|----------------------------------|---|-------------|
| 6 | うらの かつひろ 浦野勝博 (1970年2月7日生) | 1991年4月 当社入社 2013年4月 河芸製作所生産技術部長 2015年4月 執行役員河芸製作所副所長 2017年7月 執行役員河芸製作所長（現任） | 2,000株 |
| 【取締役候補者とした理由】 浦野勝博氏は、入社以来、技術部門および製造部門に携わり、特に主力であるヒートポンプ製品開発の主要メンバーとして当社の発展に貢献してきました。また、空調技術に関する社外有識者との交流も積極的におこなっており、今後も当社の企業価値向上を持続させるために必要な人材と判断し、新たに取締役候補者といたしました。 | | | |
| 7 | さとうのぶたか 佐藤信孝 (1950年4月12日生) | 1973年4月 株日本設計入社 1998年4月 同社環境・設備設計群 環境・設備設計部長 2004年6月 同社執行役員 環境・設備設計群長 2008年12月 同社取締役常務執行役員 環境・設備設計群長 2011年12月 同社取締役副社長執行役員 2015年12月 同社常任顧問 2017年1月 MOE佐藤事務所長（現任） 2018年3月 当社非常勤顧問 2018年6月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) MOE佐藤事務所 所長 | 1,000株 |
| 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 佐藤信孝氏は、設備設計における幅広い見識と大手建築設計事務所の経営に関与した経験を有しており、社外取締役として経営を適切に監督いただいている。また、諮問委員会の委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただいている。今後当社が環境・エネルギーの側面から新たな経済的価値を創出し社会的責任を果たせるよう、専門家の視点から持続的な企業価値向上に向けて助言・監督していくべく役割を期待するため、社外取締役候補者といたしました。 | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤信孝氏は、現在、当社の社外取締役であります、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
3. 佐藤信孝氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、佐藤信孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しており、再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、佐藤信孝氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、佐藤信孝氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に關し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の当社における地位および担当 | 属性 |
|-------|-------------------|------------------|----------|
| 1 | さかい たつや 境 達也 | 常勤監査役 | 新任 |
| 2 | にしいえ のぶお 西家 伸郎 | 社外取締役 | 新任 社外 独立 |
| 3 | かのう じゅんこ 加納 淳子 | 社外監査役 | 新任 社外 独立 |
| 4 | ささ けんじ 佐々木健次 | 社外監査役 | 新任 社外 独立 |

新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 | |
|--------------------------------------|-----------------------------------|---|-------------|--|
| 1 | さかい たつや 境 達也 (1959年9月1日生) | 1983年4月 株式会社栗本鐵工所入社 1986年10月 同社鉄管営業部 2002年6月 同社本社監査室 2011年3月 当社入社 2011年7月 内部監査室長 2021年6月 常勤監査役（現任） | 700株 | |
| 【監査等委員である取締役候補者とした理由】 | | | | |
| | | 境達也氏は、入社以来内部監査室長や監査役として監査に携わってきました。当社の事業内容や内部監査に関する豊富な経験および知識を有しており、それらを当社の監査に活かしていただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。 | | |
| 2 | にしいえのぶ お 西家伸郎 (1958年5月10日生) | 1981年4月 第一生命保険相互会社（現 第一生命保険株）入社 2010年4月 同社代理店業務推進部（大阪）部長 2014年4月 同社大阪南支社営業推進統括部長 2016年4月 同社大阪法人営業部部長（現任） 2017年6月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 第一生命保険株大阪法人営業部 部長 | 1,000株 | |
| 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 | | | | |
| | | 西家伸郎氏は、金融市場における幅広い見識を有しており、社外取締役として経営を適切に監督いただいている。また、諮問委員会の委員長として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただいている。長年にわたり大手機関投資家で培つてこられた企業の中長期の持続的成長への知見を、当社の企業価値向上に向けて助言・監督していただく役割を期待するため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|-------|----------------------------------|---|-------------|
| 3 | かのうじゅんこ 加納淳子 (1973年6月10日生) | <p>1996年4月 京都府警察本部拝命</p> <p>2007年12月 弁護士登録（大阪弁護士会）</p> <p>弁護士法人第一法律事務所入所</p> <p>2017年1月 同法人パートナー弁護士（現任）</p> <p>2018年6月 当社社外監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>弁護士法人第一法律事務所 パートナー弁護士</p> | 1,000株 |

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】
 加納淳子氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門的知見を有するとともに、大手メーカーへの出向経験を通して、企業法務に精通しております。これらを当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|-------|------------------------|--|-------------|
| 4 | 佐々木健次 (1955年9月14日生) | <p>1983年9月 監査法人太田哲三事務所（現 EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>1988年3月 公認会計士登録</p> <p>2000年5月 監査法人太田昭和センチュリー（現 EY新日本有限責任監査法人）パートナー</p> <p>2006年6月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナー</p> <p>2008年8月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）社員評議会評議員就任</p> <p>2018年6月 同法人退職</p> <p>2018年7月 佐々木健次公認会計士事務所長（現任）</p> <p>2019年6月 当社社外監査役（現任）</p> <p>2019年6月 ニチハ株社外監査役（現任）</p> <p>2020年6月 dep. FAS合同会社代表社員（現任）</p> <p>2021年6月 株オービーシステム社外監査役（現任） (重要な兼職の状況)</p> <p>佐々木健次公認会計士事務所 所長</p> <p>dep. FAS合同会社 代表社員</p> <p>ニチハ株 社外監査役</p> <p>株オービーシステム 社外監査役</p> | 1,000株 |

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

佐々木健次氏は、公認会計士としての豊富な経験と高度な専門的知見を有するとともに、大手企業の監査経験を通じ、企業会計および内部統制に精通しておられます。これらを当社の監査体制の強化に活かしていただきため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、西家伸郎氏が現在勤務する第一生命保険株式会社は当社の主要株主であり、120,000株（持株比率3.35%）を保有しております。また、同社と当社との間に取引関係がありますが、当社の直前事業年度における取引額は、売上原価および販売費及び一般管理費の1%未満と少額であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

2. 西家伸郎氏、加納淳子氏、および佐々木健次氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、西家伸郎氏、加納淳子氏、および佐々木健次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しており、選任された場合は引き続き、独立役員とする予定であります。
3. 西家伸郎氏は現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
4. 加納淳子氏は現在、当社の社外監査役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
5. 佐々木健次氏は現在、当社の社外監査役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、境達也氏、西家伸郎氏、加納淳子氏および佐々木健次氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】第3号議案および第4号議案を原案どおり承認可決いただいた場合のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

| 氏名 | 現在の当社における地位 および担当 | 企業経営 | リスク マネジメント コーポレート ガバナンス | サステナ ビリティ | 技術 製品開発 | 営業 マーケティング | 製造 | 財務 会計 |
|--------|----------------------|------|----------------------------------|--------------|------------|---------------|----|----------|
| 木村 恵一 | 代表取締役 執行役員社長 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| 木村 晃 | 専務取締役 執行役員管理本部長 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ |
| 大村 英人 | 常務取締役 執行役員事業推進本部長 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| 梶田 正和 | 取締役 執行役員八尾製作所長 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | |
| 登尾 公彦 | 取締役 執行役員大阪営業本部長 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | |
| 浦野 勝博 | 執行役員河芸製作所長 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | |
| 佐藤 信孝 | 社外取締役 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 境 達也 | 常勤監査役 | | ○ | ○ | | ○ | | |
| 西家 伸郎 | 社外取締役 | | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| 加納 淳子 | 社外監査役 | | ○ | ○ | | | | |
| 佐々木 健次 | 社外監査役 | | ○ | | | | | ○ |

※上記スキル・マトリックスは、各取締役が有する全ての専門性と経験・知見を表すものではありません。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、1986年11月20日開催の臨時株主総会において、年額250,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額250,000千円以内（うち社外取締役分50,000千円以内）とさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針、事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告「取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりでありますが、本議案が原案どおり承認可決された場合、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」に変更すること等を予定しております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の監査役の報酬額は、1996年6月28日開催の第49回定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員である取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの監査役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額60,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されると4名となります。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当あるものと判断しております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役清水直文氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することいたしましたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社においてあらかじめ取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針および社内規程に沿って、諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告「取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであります。

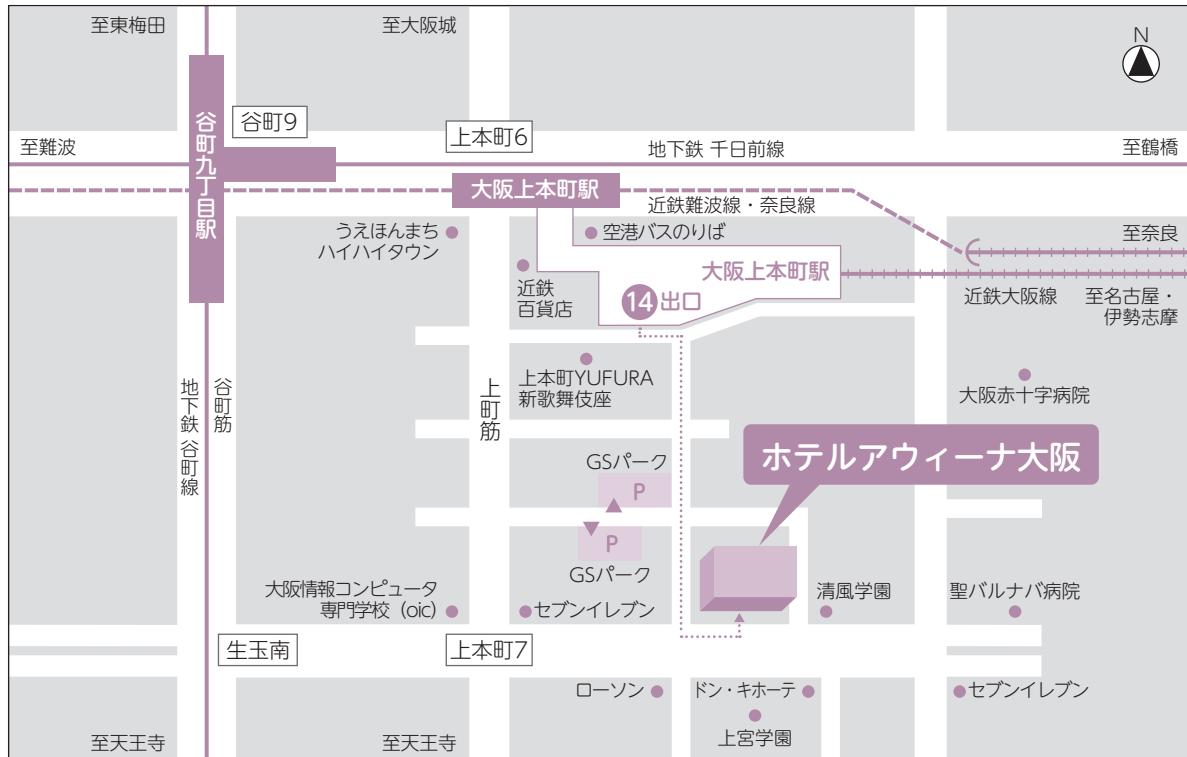
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名 | 略歴 |
|-------|---------------------|
| 清水 直文 | 2008年6月 当社取締役 |
| | 2012年6月 当社常務取締役（現任） |

以上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号
ホテルアヴィーナ大阪 「金剛（東）」（4階）
電話 06 (6772) 1445



最寄り駅からの
ご案内

- 近鉄「大阪上本町駅」14番出口より徒歩約3分
- 地下鉄 谷町線・千日前線「谷町九丁目駅」より徒歩約8分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。